

個人情報取扱いに関する特記事項

1 基本的事項

受託者は、個人情報保護の重要性を認識し、業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の取扱いを適正に行わなければならない。

2 秘密の保持

受託者若しくは受託者であった者又は受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。業務が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

3 再委託の禁止

受託者は、個人情報を取り扱う業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により事前に株式会社西条産業情報支援センター（以下、SICS）の承認を受けた場合は、その一部に限り再委託をすることができる。

4 収集の制限

受託者は、業務の実施に当たって、個人情報を収集する必要があるときは、適正かつ公正な手段によりこれを収集しなければならない。

5 適正な管理

受託者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のため次に掲げる必要な措置を講じなければならない。

ア 情報管理責任者の選任等、情報の管理体制を整備すること。

イ 情報管理台帳を整備すること。

ウ 情報を記録した紙、パソコン及び電磁的記録媒体は施錠できるキャビネット等に保管すること。

エ コンピュータを使用する場合は、パスワードの使用等セキュリティ対策を講ずること。

オ 従業者に対して個人情報保護に関する研修及び指導を行うこと。

6 目的外利用及び提供の制限

受託者は、業務を処理するために SICS から提供され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報を業務の目的以外の目的のために利用し、又は他に提供してはならない。

7 複写及び複製の禁止

受託者は、業務を処理するために SICS から提供され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、複写し、又は複製してはならない。ただし、書面により事前に SICS の承認を受けた場合は、この限りでない。

8 資料等の返還

受託者は、業務を処理するため SICS から提供され、又は自らが収集し、若しくは作成

した個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに SICS に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、SICS が別に指示したときは、その指示に従うものとする。受託者は、資料等の返還等をしたときは、その状況を書面により SICS に報告しなければならない。

9 事故報告

受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに SICS に報告し、その指示に従うものとする。

10 法令等の遵守

受託者は、個人情報保護法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の関係法令及び西条市個人情報保護条例を遵守し、個人情報を取り扱う業務を適正に履行しなければならない。